

石巻市監査委員告示第5号

平成30年12月27日付け石巻市監査委員告示第10号で公表した産業部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成31年1月29日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 安倍太郎

石 産 推 第 1 5 9 号
平成 3 1 年 1 月 2 5 日

石巻市監査委員 堀 内 賢 市 殿
石巻市監査委員 矢 川 昌 宏 殿
石巻市監査委員 安 倍 太 郎 殿

石巻市長 亀 山 紘

監査結果に係る措置について

平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日 付 け 石 監 第 1 7 号 で 指 摘 が あ っ た こ の こ と に つ い て 、 地 方 自 治 法 (昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号) 第 1 9 9 条 第 1 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 下 記 と お り 措 置 を 講 じ た の で 通 知 し ま す 。

記

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監 査 結 果 (指 摘 の 内 容)	措 置 (改 善 ・ 検 討) 状 況
<p>水産課</p> <p>【財産管理事務】</p> <p>行政財産目的外使用料の算定誤りについて</p> <p>行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過少に徴収していた。</p> <p>行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例等関係法令に基づき適正に算定されたい。</p> <p>[内容] 石巻市 (石水) 指令第 5 号</p> <p>自動販売機設置及び倉庫 1 の使用に係る行政財産目的外使用料</p> <p>正徴収額 211,338 円</p> <p>誤徴収額 206,375 円</p> <p>過少徴収額 4,963 円</p>	<p>水産課</p> <p>【財産管理事務】</p> <p>行政財産目的外使用料の算定誤りについて</p> <p>今回指摘を受けた算定誤りは、再建築価格の算定に係る年次別建築費指数表を適正に適用しなかったことによるものです。</p> <p>使用料の過少分 4,963 円につきましては、納入者に対し顛末を説明の上、納入手続を行い、2月25日に納期が到来する4期において、未納分と過少分を合算した金額を一括納入していただくように措置を講じました。</p> <p>今後は、再発防止に向けて、それぞれが基本に立ち返り、行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例等関係法令を正しく理解し、算定基準等の確認を行いながら、複数職員による確認作業の徹底に努めるなど、事務処理のチェック機能が適正に働く体制の確保を図り、適正な財産管理に努めてまいります。</p>

<p>水産課（水産物地方卸売市場管理事務所）</p> <p>【財産管理事務】</p> <p>行政財産目的外使用料の算定誤りについて</p> <p>行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過少に徴収していた。</p> <p>行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例等関係法令に基づき適正に算定されたい。</p> <p>[内容] 石巻市（石水卸）指令第2号</p> <p>自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料</p> <p>正徴収額 168,658 円 誤徴収額 161,081 円 過少徴収額 7,577 円</p>	<p>水産課（水産物地方卸売市場管理事務所）</p> <p>【財産管理事務】</p> <p>行政財産目的外使用料の算定誤りについて</p> <p>今回指摘を受けた算定誤りは、再建築価格の算定に際し、年次別建築費指数表を適正に適用しなかったことによるものです。</p> <p>使用料の過少分 7,577 円につきましては、納入者に対し顛末を説明の上、納入手続を行い、1 月末日までに収入予定です。</p> <p>今後は、同様の誤りが発生しないよう、複数の職員による確認作業を徹底するなど、事務処理のチェック機能が適正に働く体制の確保を図り、適正な財産管理に努めてまいります。</p>
<p>農林課</p> <p>【財産管理事務】</p> <p>普通財産貸付料の算定誤りについて</p> <p>普通財産貸付に係る事務において、平成 30 年度の貸付料の算定を誤り、次のとおり過大に徴収していた。</p> <p>公有財産規則等関係法令に基づき適正に算定されたい。</p> <p>[内容]</p> <p>(1) 無線中継所敷（高木字籠峰山）</p> <p>正徴収額 36,832 円 誤徴収額 36,833 円 過大徴収額 1 円</p> <p>(2) 無線中継所敷（大瓜字八津山）</p> <p>正徴収額 36,954 円 誤徴収額 36,955 円 過大徴収額 1 円</p> <p>(3) 火薬庫敷（南境字鳥屋森山）</p> <p>正徴収額 29,539 円 誤徴収額 29,540 円 過大徴収額 1 円</p>	<p>農林課</p> <p>【財産管理事務】</p> <p>普通財産貸付料の算定誤りについて</p> <p>今回指摘を受けた普通財産貸付料の算定誤りは、貸付料を算定する際の計算式の入力ミス及びその計算結果の検算を怠ったことによるものです。</p> <p>過大収入額については、借受者に対し顛末を説明の上、変更契約手続を行い、返還してまいります。</p> <p>今後は、再発防止に向けて、石巻市公有財産規則のほか、契約に関する諸規程を正しく理解し、複数の職員による確認作業を徹底するなど、事務処理のチェック機能が適正に働く体制の確保を図り、適正な財産管理に努めてまいります。</p>

(4) 住宅敷（日和が丘一丁目）	
正徴収額	6,333 円
誤徴収額	6,334 円
過大徴収額	1 円
(5) 無線中継所敷（高木字籠峰山）	
正徴収額	13,246 円
誤徴収額	13,247 円
過大徴収額	1 円
(6) 住宅敷、牛舎敷（渡波字山居）	
正徴収額	69,276 円
誤徴収額	69,277 円
過大徴収額	1 円
(7) カキ殻置場（渡波字梨木畑）	
正徴収額	5,625 円
誤徴収額	5,626 円
過大徴収額	1 円
(8) カキ殻置場（渡波字梨木畑）	
正徴収額	61,947 円
誤徴収額	61,948 円
過大徴収額	1 円
(9) 採石場敷、作業場敷（湊字船石前山）	
正徴収額	10,327 円
誤徴収額	10,328 円
過大徴収額	1 円
(10) 採石場敷、作業場敷（湊字葛和田山 ほか）	
正徴収額	303,973 円
誤徴収額	303,974 円
過大徴収額	1 円
(11) 携帯基地局敷（湊字大門崎山）	
正徴収額	775 円
誤徴収額	776 円
過大徴収額	1 円